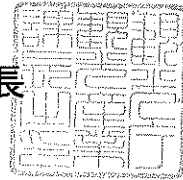


観産第241号
平成26年7月4日

都道府県旅行業担当部長 殿

観光庁観光産業課長



北朝鮮に対する旅行の取扱いについて

標記について、「北朝鮮に対する旅行の取扱いについて」（平成18年7月5日国総観事第4号）を廃止することとし、別添のとおり（一社）日本旅行業協会会長及び（一社）全国旅行業協会会長あて通知したので、参考までにお知らせします。